

室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条</p> <p>利子補給金の交付の対象となる者は、災害の被害を受けた漁業者で市長が別表第1の被害基準に該当する旨を認定し、本資金を貸し付ける事を適当と認める者(以下「被害漁業者」という。)に対し、その施設等の復旧に必要な施設資金(以下「資金」という。)を貸し付ける融資機関は室戸市と漁業災害対策特別資金利子補給契約を締結した、高知県信用漁業協同組合連合会の地位を承継した西日本信用漁業協同組合連合会とする。</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>第14条 市長は、必要があると認めたときは融資機関又は被害漁業者に対し、関係帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは提出を求め、又は資金の使途、貸付状況等についての報告を求めることができる。</p> <p>第15条 市長は、融資機関又は漁業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給の承認又は利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。</p> <p>第16条～第18条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>利子補給金の交付の対象となる者は、災害の被害を受けた漁業者で市長が別表第1の被害基準に該当する旨を認定し、本資金を貸し付ける事を適当と認める者(以下「被害漁業者」という。)に対し、その施設等の復旧に必要な施設資金(以下「資金」という。)を貸し付ける融資機関は室戸市と漁業災害対策特別資金利子補給契約を締結した、高知県信用漁業協同組合連合会とする。</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>第14条 市長は、必要があると認めたときは融資機関又は被害漁業者に対し、関係帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは提出を求め、又は資金の使途、貸付状況等についての報告を求めることができる。</p> <p>第15条 市長は、融資機関又は漁業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給の承認又は利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。</p> <p>第16条～第18条 (略)</p>

室戸市急潮漁業災害対策特別資金利子補給金交付要綱の一部改正新旧対照表

<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 11 年 5 月 31 日</u>限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 14 条から第 17 条までの規定は、同日以降も、なおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この要綱は、令和 4 年 11 月 30 日から施行し、同年 11 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成 41 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 14 条から第 17 条までの規定は、同日以降も、なおその効力を有する。</p>
---	--